令和6年度 介護保険報酬改定(訪問介護)研修

~ Q&Aを含む ~

泉佐野市田尻町介護事業所連絡会

副会長 井上 裕雄

介護報酬改定について

- 改定率 +1.59%
- ・介護職員の処遇改善 +0.98%(令和6年6月から)
- その他の改定率 + 0. 61%

(賃上げ税制を活用しつつ介護職員以外の処遇改善を実現できる水準)

- その他の効果
- ・処遇改善の1本化 水光熱費基準費用額の増額 +0.45%

合計 2.04% 相当の改定

しかし 訪問介護は 2% ~ 3%減

訪問介護費		改定前単位数	改定後単位数	増減
身体介護	20分未満	167単位	163単位	▲ 4
	20分以上30分未満	250単位	244単位	▲ 6
	30分以上1時間未 満	396単位	387単位	▲ 9
	1時間以上	579単位に30分を増すごとに +84単位	567単位に30分を増すごとに +82単位	▲ 12 ▲ 2
生活援助	20分以上45分未満	183単位	179単位	4
	45分以上	225単位	220単位	▲ 5
通院等乗降介	广助	1回につき99単位	1回につき97単位	▲ 2
身体介護(20分以上)に引き続き 生活援助を行った場合		所要時間が20分から起算して25 分を増すごとに+67単位 (201単位を限度)	所要時間が20分から起算して25 分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)	^ 2

改定の基本的な視点

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 自立支援と重度化防止
- 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい 職場づくり
- 4 制度の安定性と持続可能性の確保

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

〇<u>他のサービス事業所との連携によるモニタリング</u>

・テレビ電話装置等の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

- 1. 利用者の同意を得る
- 2. <u>サービス担当者会議等</u>において <u>主治医、担当者</u> その他の関係者の合意を得ていること
- 3. 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合6月に1回)は 利用者の居宅を訪問すること

〇<u>他のサービス事業所との連携によるモニタリング</u>

・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

手順1

利用者の同意

サービス担当者会議等 での合意





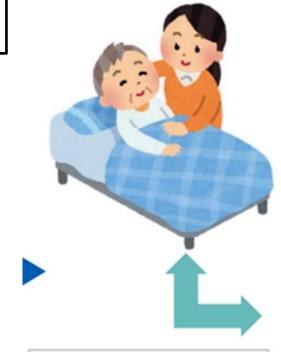
合意事項

- 利用者の状態が安定している
- 利用者がテレビ電話装置等を 介して意思疎通ができる
- 他のサービス事業者との連携 により情報を収集する

〇<u>他のサービス事業所との連携によるモニタリング</u>

・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

手順2



サービス事業者と 連携して情報収集



オンラインでの モニタリングが可能



テレビ電話装置等 を活用した面談

テレビ電話を活用したモリタリングについてQ&Aより

問 106 <u>テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員</u>が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。

訪問介護の提供に支障が生じない範囲で行うことは差し支えない

例)ICT機器のOn/Off 等の協力など

■ 協力・連携の範囲について

利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられる。

その必要性等については、状況に応じて判断する必要

訪問介護における特定事業所加算の見直し

■ 区分の見直し

<現行>						
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算					
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算(IV)	所定単位数の 5%を加算					
特定事業所加算(<u>V</u>)	所定単位数の 3%を加算					

<改定後>						
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算					
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算(IV)	所定単位数の 5%を加算	(廃止)				
特定事業所加算(<u>IV</u>)	所定単位数の 3%を加算	(変更)				
特定事業所加算(V)	所定単位数の 3%を加算	(新設)				

訪問介護における特定事業所加算の見直し

■ 体制要件(I ~ V)

- (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修実施
- (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的 とした会議の定期的な開催
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- (4) 健康診断等の定期的な実施
- (5) 緊急時等における対応方法の明示

特定事業所加算 I (20%) を取得する要件

体制要件(1)~(5)を満たした上で

■ 人材要件(I)

- (9) 訪問介護員等が 下記のどちらか
 - 介護福祉士の占める割合が100分の30以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者 1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- * 上記(9)と(10)次のスライドも満たす必要がある

■ 人材要件(I)

- (10) 全てのサービス提供責任者が 下記のどちらか
 - 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者 介護職員基礎研修課程修了者 1級課程修了者
- * (9)と(10)を満たす必要がある

- 重度者等対応要件(I III)
- (13) 要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、 たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上
- (14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること
 - * 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- * (13)・(14)はどちらか選択 (14)を選択した場合は次のスライド

- 体制要件(I・Ⅲ)
- * (14)を選択した場合は下記も満たす必要がある
- (6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携による 24時間連絡できる体制を確保
 - 必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備
 - 看取り期における対応方針の策定
 - 看取りに関する職員研修の実施等

特定事業所加算 I • III 及び 看取り連携体制加算 (訪問介護)(Q&Aより)

看取り期における対応方針の策定

管理者を中心として、介護職員、看護職員、介護支援専門員等による協議 の上、定められていることが必要。

その他に協議を行うことが想定される者に医師は含まれるのか?

⇒ 含まれると考えて差し支えない。

特定事業所加算 I • III 及び 看取り連携体制加算 (訪問介護)(Q&Aより)

看取り期における対応方針の策定

対応方針を定めるにあたっての「協議」とは具体的にはどのようなものか?

必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、例えば、 通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護支援専門員等の意見を把握 し、これに基づき対応方針の策定が行われていれば、算定要件を満たす

特定事業所加算 I • III 及び 看取り連携体制加算 (訪問介護)(Q&Aより)

「適宜、利用者等に理解しやすい資料を作成し、代替することは差し支えない。」とあるが、「代替」とは具体的にどういうことか。

利用者への介護記録等その他の利用者に関する記録の開示又は当該記録の写しの提供を行う際、利用者が理解しやすいように、補完的に理解しやすい資料を作成し、これを用いて説明することも差し支えない。

介護記録等の開示又は写しの提供を本人またはその家族が求める場合には、 提供することが必要

特定事業所加算 I • III 及び 看取り連携体制加算 (訪問介護)(Q&Aより)

「本人またはその家族に対する随時の説明」とは、具体的にどういうことか。

利用者の状態 又は 家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護 記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明

(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること

■ 看取り期の利用者への対応実績についてQ&Aより

前年度又は算定日が属する月の前3月間における実績と算定期間の関係性如何。

訪問介護における特定事業所加算の見直し(Q&Aより) 【 I (20%)・Ⅲ(10%)を取得する場合】

■ 看取り期の利用者への対応実績についてQ&Aより(前々年度対応なしの場合)

前年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
対応実		0	0	0	1	月実約		0	0	0	0	
績	_ /+/)			拿定不	可)			
算定可	「算定 ×	个미 ×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0
否	`	`)))	^				
当該年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				,								
度	月	円	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
対応実												
績		前年度に対応している為算定可能										
算定可												
否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

看取り期の利用者への対応体制について

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保するとは 具体的にどのような体制が想定されるか。

事業所内で訪問介護員等が勤務することを要するものではなく、夜間でも訪問介護事業所から連携先の訪問看護ステーション等に連絡でき、必要な場合には事業所からの緊急の呼び出しに応じて出勤する体制

看取り期の利用者への対応体制(具体例)

- イ 管理者を中心とし、連携先の訪問看護ステーション等と夜間における 連絡・対応体制に関する取り決め(緊急時対応・情報共有方法)がなされて いること。
- ロ 管理者を中心として、訪問介護員等による利用者の観察項目の標準化 (どうなれば訪問看護ステーション等に連絡するか)がなされていること。
- ハ 事業所内研修等を通じ、訪問介護員等に対して、イ及び口の内容が周知 されていること。

特定事業所加算Ⅱ(10%)を取得する要件

体制要件(1)~(5)を満たした上で

- 人材要件(Ⅱ)
 - (9) 訪問介護員等が 下記のどちらか
 - 介護福祉士の占める割合が100分の30以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者 1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
 - * 上記(9) か 次のスライド(10) のどちらかを満たす

■ 人材要件(Ⅱ)

- (10) 全てのサービス提供責任者が 下記のどちらか
 - 3年以上の実務経験を有する介護福祉士
 - 5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者 介護職員基礎研修課程修了者 1級課程修了者
- * 前のスライド(9)か上記(10)のどちらかを満たす必要がある

特定事業所加算皿(10%)を取得する要件

体制要件(1)~(5)を満たした上で

- 人材要件(Ⅲ·IV)
- (11) 12の両方を満たす ① サービス提供責任者を常勤で配置
 - ② 基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置
- (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 100分の30以上であること
- * 上記(11)か(12)のどちらかを満たす必要がある

- 重度者等対応要件(I III)
- (13) 要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、 たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上
- (14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること
 - * 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- * (13)・(14)はどちらか選択 (14)を選択した場合は次のスライド

- 体制要件(I•Ⅲ)
- * (14)を選択した場合は下記も満たす必要がある
- (6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携による 24時間連絡できる体制を確保
 - 必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備
 - 看取り期における対応方針の策定
 - 看取りに関する職員研修の実施等

問6 特定事業所加算(Ⅲ)、(Ⅳ)の<u>勤続年数要件</u>(勤続年数が7年以上の訪問介護員等を30%以上とする要件)における具体的な割合はどのように<u>算出</u>するのか。

前年度(3月を除く11ヶ月間。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出。

問7 「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 30%以上」 という要件について、<u>勤続年数</u>はどのように計算するのか。

訪問介護員等として従事する者であって、同一法人等での勤続年数が7年以上の者の割合

例えば、訪問介護員等として従事する前に、同一法人等の異なるサービスの施設・事業所の介護職員として従事していた場合に勤続年数を通算して 差し支えない。

問7 「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 30%以上」 という要件について、勤続年数はどのように計算するのか。

- 同一法人等で異なる事業所での勤続年数や異なる雇用形態 職種(直接処遇を行う職種)における勤続年数
- ・ 事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、事業所の 職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認めら れる場合の勤続年数は通算することができる。

問7 「訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 30%以上」 という要件について、<u>勤続年数</u>はどのように計算するのか。

同一法人等とは

法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。

問8 勤続年数には産前産後休業や病気休暇の期間は含めないと考えるのか。

産前産後休業や病気休暇、育児・介護休業、母性健康管理措置としての休業を取得した期間は雇用関係が継続していることから、 勤続年数に含めることができる。

特定事業所加算Ⅳ(3%)を取得する要件

体制要件(1)~(5)を満たした上で

訪問介護における特定事業所加算の見直し 【Ⅳ(3%)を取得する場合】

- 人材要件(Ⅲ·IV)
- (11) 12の両方を満たす ① サービス提供責任者を常勤で配置
 - ② 基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置
- (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が 100分の30以上であること
- * 上記(11)か(12)のどちらかを満たす必要がある

特定事業所加算 V (3%)を取得する要件

☆他の特定事業所加算 I ~IVと併算定が可能

但し特別地域加算・中山間地域等における小規模事業所加算・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定している場合は併不可

- 体制要件(1)~(5)を満たした上で

- 体制要件(V)
- (7) 通常の事業の<mark>実施地域内</mark>であって中山間地域等に居住する者に対し 継続的にサービスを提供。
- * 上記(7)と次のスライド(8)の両方を満たす必要がある

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)は以下の通りで、大阪府内では、特定農山村地域として**千早赤阪村(全域)、能勢町(旧西能勢村、旧田尻村、旧東郷村の地域)、太子町(旧山田村の地域)**が、過疎地域として**千早赤阪村全域、岬町全域、能勢町全域、豊能町全域**が該当します。

■ 体制要件(V)

- (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、 訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり 随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の 見直しを行う。
 - * 前スライド(7)と上記(8)の<mark>両方</mark>を満たす必要がある

問3 特定事業所加算(V)の体制要件における中山間地域等に居住する者への対応 実績について、具体的にどのように算出するのか。

		居住	主地	特別地域加	利用実績				
		中山間地域等	それ以外の地域	算等 (※) の 算定状況	1月	2月	3月		
1	利用者 A	0			0	0	0		
2	利用者 B		0		0	0	0		
3	利用者 C	0		0	0	0	0		
4	利用者 D	0			0	0			
5	利用者 E		0		0	0			

注意点

- 予防の利用者に関しては含めない
- 特別地域加算等の算定を行っている 利用者は含めない。
- 2人(1月)2人(2月)1人(3月)
- 5人÷3月≒1.6 人≧1人

問3 特定事業所加算(V)の体制要件における中山間地域等に居住する者への対応 実績について、具体的にどのように算出するのか。

算定について

¦特定の月の実績が1人を下回ったとしても、前年度又は前3月の

| 平均が1人以上であれば、要件を満たす

月の途中において、転居等により中山間地域等からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか

¦該当地域に居住する期間のサービス提供分のみ加算の対象

中山間地域等にあって、必ずしも地域資源等が十分ではない場 合もあることから、サービス提供責任者が起点となり、多様な主体 との意思疎通を図ることが必要となり、継続的なサービス提供を 行うことと併せて、他の地域の訪問介護事業所とは異なる「特有 のコスト」を有しているため、特定事業所加算により評価する

「利用者の心身の状況等に応じて、随時、<mark>関係者が共同</mark>して訪問介護計画の見直しを行うこと」とされている

① 訪問介護計画の見直しに当たり全ての職種が関わることが必要か。

訪問介護計画の見直しは、その都度全ての職種が関わらなければならないものではなく、見直しの内容に応じて、適切に関係者がかかわることで足

りる

② 訪問介護計画の見直しが多職種協働により行われたことを、どのように表せばよいか

必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、通常の業務の中で、関係者の意見を把握し、これに基づき訪問介護計画の見直しが行われていれば、算定要件を満たす。加算の為、新たに多職種協働の会議を設けたり書類を作成することは要しない。

- 認知症専門ケア加算(I) 3単位/日 算定要件
- ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者が
 - 日常生活自立度Ⅱ以上の者が 20人未満 の場合は 1 以上
 - 20人以上の場合は 1 プラス
 - 対象者の数が 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置

- 認知症専門ケア加算(I) 3単位/日 算定要件
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の者に対して 専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して 下記のどちらか実施
 - ① 認知症ケアに関する留意事項の伝達
 - ② 技術的指導に係る会議を定期的に開催

- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 算定要件
- ア 認知症専門ケア加算(I)のイ·エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上の者が利用者の 100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 III 以上の者に対して専門的な認知症ケアを実施した場合

- 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 算定要件
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、 事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの 認知症ケアに関する研修計画を作成 研修を実施 又は 実施を予定

■ 算定方法について

加算(I)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が 50%以上

加算(Ⅱ)

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 20%以上

■ 日常生活自立度 I 又は II 以上の割合 計算方法

- 1. 前3月間のうち、いずれかの月の利用者数で算定
- 2. 利用者数は利用実人員数 又は 利用延人員数 を用いる

((介護予防) 訪問入浴介護の加算(I)の計算例)

実人数 10名

利田中(昌	認知	症高齢	渚の	利用実績(単位:日)				
利用実人員	日常	生活自	立度	1月	2月	3月		
利用者①		なし		5	4	5		
利用者②		I		6	5	7		
利用者③		I		6	6	7		
利用者④		I		7	8	8		
利用者⑤		I		5	5	5		
利用者⑥		I	2 以	8	9	7		
利用者⑦		Πa		5	6	12		
利用者⑧		Шb	又	8	7	13		
利用者⑨		IV	- マース - マース - ス - ス - ス - ス - ス - ス - ス - ス - ス -	5	4	15		
利用者⑩	M			6	6	17		

3カ月間

些べ 人数

((介護予防) 訪問入浴介護の加算 (I) の計算例)

The state of the s										
利用中工品	33	認知症高齢者の		利用実績(単位:日)						
利用実人員	E	3常生活自	立度	1月	2月	3月				
利用者①		なし		5	4	5				
利用者②		I		6	5	7				
利用者③		I		6	6	7				
利用者④		I		7	8	8				
利用者⑤		I		5	5	5				
利用者⑥		I		8	9	7				
利用者⑦		Πa		5	6	12				
利用者⑧		Шb		8	7	13				
利用者⑨		IV		5	4	15				
利用者⑩		М		6	6	17				
		<u> </u>								

利用実人員数による計算

• 利用者の総数

10人(1月) 10人(2月) 10人(3月)

- 認知症高齢者の日常生活自立度 Ⅱ以上の数

4人(1月) 4人(2月) 4人(3月)

割合 4人÷10人≒40.0%(小数点第二位以下切

り捨て)≦50.0% *50%以上は満たさない。

((介護予防) 訪問入浴介護の加算(I) の計算例)

利用実人員	認知症高齢者の	利用実績(単位:日)				
利用关入員	日常生活自立度	1月	2月	3月		
利用者①	なし	5	4	5		
利用者②	I	6	5	7		
利用者③	I	6	6	7		
利用者④	I	7	8	8		
利用者⑤	I	5	5	5		
利用者⑥	I	8	9	7		
利用者⑦	II a	5	6	12		
利用者⑧	Шb	8	7	13		
利用者⑨	IV	5	4	15		
利用者⑩	M	6	6	17		

認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上合計	24	23	57
合計(要支援者を含む)	61	60	96

利用延人員数による計算

• 利用者の総数

61人(1月) 60人(2月) 96人(3月)

• 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の数

24人(1月) 23人(2月) 57人(3月)

1月 24÷61=39.3%(未達) 2月 23÷60=38.3%(未達)

3月 57÷96=**59.3**% 要件を満たしている。

4月~6月は加算(I)の算定が可能

* 月末の日常生活自立度区分を用いて計算

■ 訪問系サービスにおける対象者要件と算定期間の関係性

前3月間における実績と算定期間の具体的な関係性如何。

						-		-		-		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
実績	0			0			0					
算定可否	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×

認知症加算(I)・(Ⅱ)の算定要件について

「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、どのようなものがあるか。

- ① 日本看護協会 認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が 認定している看護系大学院の「老人看護」及び 「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定書発行者)

問 18 認知症高齢者の日常生活自立度の確認方法如何。

医師の判定結果 又は 主治医意見書を用いて、居宅サービス計

画 又は 各サービスの計画に記載

複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。

医師の判定が無い場合

要介護認定等の実施時の認定調査票の認知症高齢者の日常生

活自立度の記載を用いる。

問 19 認知症介護に係る専門的な研修を修了した者を配置するとあるが、「配置」の考 え方如何。常勤要件等はあるか。

常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、事業所内での業務を実施する必要があることから加算対象事業所の職員であることが必要。 対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所1か所のみ

問 20 認知症専門ケア加算(II)及び(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症 加算(I)の認知症介護指導者は、研修修了者であれば管理者でもかまわないか。

適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。

問 21 認知症介護実践 リーダー研修を修了していないが、都道府県等が当該研修修了者と同等の能力を有すると認めた者であって、認知症介護指導者養成研修を修了した者について、認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並びに(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)における認知症介護実践リーダー研修修了者としてみなすことはできないか。

認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても、修了したものとみなす。 認知症専門ケア加算(II)について、加算対象となる者が20名未満の場合 平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者1名で算定可 認知症加算では通所介護を行う時間帯を通じて1名の配置で算定可

問 22 例えば、平成 18 年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が 実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダ 一研修相当として認められるか。

研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。

問23 認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」(平成12年9月5日老発第623号)及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」(平成12年10月25日老計第43号)において規定する専門課程を修了した者も含むのか。

含まれる。

問 24 認知症専門ケア加算及び通所介護、地域密着型通所介護における認知症加算並び に(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(I)•(Ⅱ)における「技術 的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「事業 所における従業者の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であっ て、当該会議の検討内容の1つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、当該 会議に登録ヘルパーを含めた全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、両 会議を開催したものと考えてよいのか。

貴見の通りである。

問 26 認知症専門ケア加算(II)及び(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(I)を算定するためには、認知症専門ケア加算(I)及び(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症加算(II)の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。

必要ない。加算の対象者が20名未満の場合

認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了 した者 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了した者のいずれかが

1名配置されていれば、算定可

(研修修了者の人員配置例)

		加算対象者数					
		~19	20~29	30~39	• •		
	「認知症介護に係る専門的な研修」						
心面北班收	認知症介護実践リーダー研修	1	2	3	• •		
必要な研修 修了者の 配置数	認知症看護に係る適切な研修						
	「認知症介護の指導に係る専門的な研修」						
已造数	認知症介護指導者養成研修	1	1	1	• •		
	認知症看護に係る適切な研修						

実践リーダー研修と指導者養成研修の両方を修了した者

認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合

「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門

的な研修」修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

認知症専門ケア加算、認知症加算について(Q&Aより)

認知症介護実践リーダー研修の研修対象者について(実践者未受講の場合)

- ① サービスを利用者に直接提供する介護職員で 介護福祉士資格を取得 した日から10年以上かつ1,800日以上の実務経験を有する者
- ② 上記と同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者 令和9年3月31日まで 研修対象者とあるが、具体的にどのような者なのか。

例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として7年以上サービスを利用者に直接提供するとともに、そのうちの3年以上、サービス提供責任者としても従事する者も研修対象者としても差し支えない

■ 訪問介護計画書等の記載について(Q&Aより)

訪問介護計画書等について、「担当する訪問介護員等の氏名」を記載するよう定められているが、必ず担当者1名を定めて記載することが必要か。

異動や休暇取得による交代等の事情により複数の訪問介護員等で対応する場合 必ずしも担当者1名を定めて記載する必要はなく、利用者に説明を行った上で、担当を 予定する複数の訪問介護員等の氏名を記載しておくこととして差し支えない。 ただし、その場合であっても、実際にサービス提供を行った訪問介護員等の氏名は サービス実施記録票に記載すること。

■ 緊急時訪問介護加算(Q&Aより)

緊急時訪問介護加算の算定時

訪問介護計画 及び 居宅サービス計画の 修正は必要か。

- ① 指定訪問介護事業所における事務処理
 - 訪問介護計画は必要な修正を行うこと。
 - 居宅サービス基準第19条に基づき、必要な記録を行うこと。

日付•支援内容 等

■ 緊急時訪問介護加算(Q&Aより)

緊急時訪問介護加算の算定時

訪問介護計画 及び 居宅サービス計画の 修正は必要か。

- ② 指定居宅介護支援における事務処理
 - 居宅サービス計画の変更を行うこと

(すべての様式を変更する必要はなく、サービス利用票の変更等、

最小限の修正で差し支えない。)

■ 緊急時訪問介護加算(Q&Aより)

緊急時訪問介護加算の算定時

訪問介護計画 及び 居宅サービス計画の 修正は必要か。

・ <u>「居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護」とは</u>

利用者又は家族等から訪問介護(身体介護)の要請を受けた時点で、居宅サービス計画書に具体の時間帯としてサービス計画に記載されていない訪問介護。

・ 加算の算定について

訪問介護を行う可能性がある旨が、サービス提供の時間帯を明示せず居宅サービス 計画に記載されている場合であっても、加算の算定が可能

感染症や災害への対応力向上

■ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務 継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、<u>感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策</u> <u>定の場合</u>、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

感染症や災害への対応力向上

■ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない

感染症や災害への対応力向上(Q&Aより)

- 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。
- 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が 未策定の場合
- 当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合
 - * 業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直し の実施の有無は減算の算定要件ではない

感染症や災害への対応力向上

- 業務継続計画策定について その他の記載
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない。
- 小規模事業所の計画策定支援に取り組む
- ・ 介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に 関する取組状況を追加する。

感染症や災害への対応力向上

- 業務継続計画策定について その他の記載
- 県別の計画策定状況を公表(指定権者による取組を促す)
- 業務継続計画を**策定済みの施設・事業所**について

地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、

指定権者による継続的な指導を求める。

■ 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

■ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が 講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

- 高齢者虐待防止の推進
- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- ① 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 担当者を 定める
- *福祉用具は3年間の経過措置期間

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

訪問系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化 (訪問介護)

- 口腔連携強化加算 50単位/回(新設)※1月に1回に限り算定可能
- ① 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施
- ② 利用者の同意
- ③ 歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を 情報提供した場合
- * 上記に合わせて 次のスライドも満たす必要がある。

訪問系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化 (訪問介護)

■ 口腔連携強化加算 50単位/回(新設)※1月に1回に限り算定可能

 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって 診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の 算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を 受けた歯科衛生士が 従業者からの相談等に対応する体制を確保 その旨を文書等で取り決めていること。 3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた 働きやすい職場づくり

テレワークの取扱い

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して
- 1. 個人情報を適切に管理していること
- 2. 利用者の処遇に支障が生じないこと 等 取扱いの明確化・職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。

人員配置基準における両立支援への配慮

■「常勤」について

- ① 育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合
- ② 「治療と仕事の両立ガイドライン」(新設)

事業者が設ける 短時間勤務制度等を利用する場合

週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

人員配置基準における両立支援への配慮

■「常勤換算方法」の計算

週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを 認める。

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

■ 管理者の責務について

利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うこと。

■ 兼務できる事業所の範囲について

責務を果たせる場合、<u>同一敷地内における他の事業所、施設等</u>では<mark>なく</mark> ても差し支えない

4 制度の安定性・持続可能性の確保

訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

<現行>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(②に該当する場合を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)

<改定後>

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する 建物に居住する者(② <u>及び④</u> に該当する場合を除 く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人 数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20 人以上の場合)
<u>④12%減算</u> <u>(新設)</u>	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供 した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と 同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居 住する者(②に該当する場合を除く)に提供された ものの占める割合が100分の90以上である場合

訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

■ 12%減算の追加(新設)

前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居 住する者に提供されたものの占める割合が100分の90以上

■ 適用期間について(問い)

新しい基準は、令和6年11月1日から適用とあるが、現在90%を超えている事業所が、減算適用されることになるのは 令和6年度前期(令和6年4月から9月末まで)の実績で判断するということでよいか。

■ 適用期間について(答え)

令和6年度前期の実績を元に判断し、減算適用期間は令和6年 11月1日から令和7年3月31日までとなる。

この場合、令和6年10月15日までに体制等状況一覧表を用いて 適用の有無の届出が必要

■ 適用期間について(答え)

令和6年度後期(10月から令和7年2月末)に90%を超えた事業

⇒ 減算適用期間は令和7年度の4月1日から9月30日まで

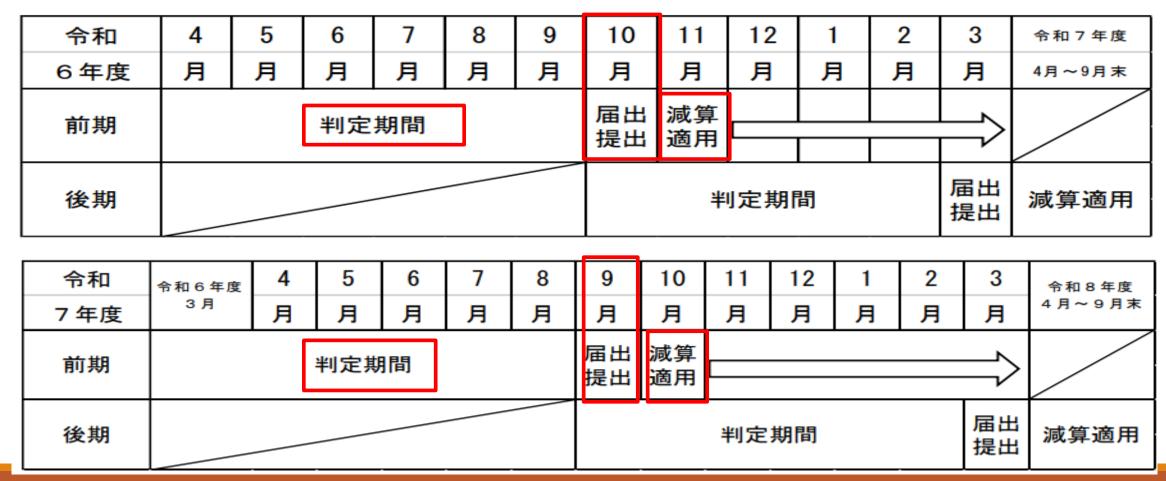
令和7年度以降は判定期間が前期(3月1日から8月31日)

⇒ 減算適用期間を10月1日から3月31日まで

後期(9月1日から2月末日)の場合

⇒ 減算適用期間を4月1日から9月30日まで

■ 適用期間について(答え)



■ 減算の適用範囲

同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上である場合、訪問介護事業所の全利用者について半年間減算と考えてよいか。

同一敷地内建物等に居住する利用者のみが減算を適用

■ 正当な理由の範囲

問 11 ケアマネジャーからの紹介があった時点で、既に同一敷地内建物等に居住する 利用者であることが多く、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める 割合が90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよい か。

単にケアマネジャーから地域の要介護者の紹介がないことを理由 として、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合90%以 上となった場合は、正当な理由には該当しない

■ 正当な理由の範囲

問 12 通常の事業の実施地域内に同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者が少数である場合について、これにより同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合が90%以上となった場合については、正当な理由に該当すると考えてよいか。

正当な理由とみなして差し支えない。

通常の事業の実施地域の範囲が適正かどうかも含め、同一敷地内建物等以外に居住する要介護高齢者へも指定訪問介護の提供を行うよう努めているかどうか確認を行う

■ 正当な理由の範囲

問 13 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、正当な理由に該当すると考えてよいか。

正当な理由には該当しない。

5 その他

【書面掲示】規制の見直し

- <u>運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等</u>について(令和7年度から義務付け)
- ① 「書面掲示」に加え、
- ② 原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・ 公表する。

介護報酬改定の施行時期についてQ&Aより

令和6年度介護報酬改定において

利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。

やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合

4月1日以降速やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、

同意を得ることとしても差し支えない

介護報酬改定の施行時期についてQ&Aより

6月施行の見直し事項について

5月末日までに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、

同意を得る必要がある。

ご清聴ありがとうございました